北九保長介第 3732 号
令 和 7 年 3 月 3 日

各指定居宅介護支援事業所　管理者　様

北九州市保健福祉局長寿推進部
介護保険課長　齋藤　渉

令和6年度後期分 特定事業所集中減算に係る書類作成及び提出について（通知）

「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第２０号)」等の規定により、指定居宅介護支援事業所は、前６月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等の各サービスについて最も紹介件数の多い法人への照会率を計算し、その割合が８０％を超えた場合は市町村長へ書類を提出することとされています。

平成３０年度からは、対象サービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護となっています。

ついては、令和６年度後期判定期間分についての書類を作成し、紹介率が８０％を超えた場合は下記書類を提出してください。

なお、後日減算する必要があったことが判明した場合は、減算分を過誤処理していただくこととなりますのでご承知おきください。

１　提出書類

（１）居宅介護支援における特定事業所集中減算（提出用兼保存用）　（様式１・様式２）
※様式２については、「正当な理由⑤⑥」に該当する事業所のみ作成
※必要事項が記載されていれば、他の様式を利用することも可能

（２）８０％を超え、かつ「正当な理由⑤⑥」がある場合は確認資料も添付すること。

※提出書類を含め関係書類は、北九州市ホームページよりダウンロードしてください。
トップページ ＞ ビジネス・産業 ＞ 医療・福祉・健康・衛生（事業者向け）＞ 福祉 ＞ 事業者のみなさまへのお知らせ ＞ 介護保険 ＞ 介護サービス事業者向け情報について ＞ その他 ＞ 居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算」

２　判定期間

令和６年度後期（令和６年９月～令和７年２月サービス提供分）

３　提出期限

令和７年３月１７日（月）必着

４　提出先（郵送または持参）

〒803-8501　北九州市小倉北区城内１番１号（℡ 093-582-2771）
北九州市保健福祉局 長寿推進部 介護保険課 事業者支援係（特定事業所集中減算担当）

５　留意事項

（１）各サービスの紹介率がいずれも８０％以下の場合は書類の提出は不要です（この場合も書類の作成は必要であり、作成した書類は事業所で保存してください)。

（２）新規指定や休止または廃止のため、サービス提供機関が判定期間の６ヶ月を満たさない場合は提出不要です。

（３）「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」を参考に書類を作成してください。